令 和 8 年 度
福島県青少年健全育成審議会（全体会）
議　　事　　録

令和８年１０月１６日（金）開催

令和８年度福島県青少年健全育成審議会（全体会）議事録

開 催 日 時：令和８年１０月１６日（金）１０時００分～１１時３０分

開 催 場 所：杉妻会館３階　石楠花

出 席 委 員：１４名
阿部泰宏、井上裕子、小田切秀夫、小名悠月、小島有里子、佐久間裕
佐藤達哉、髙荒由幾、髙橋英子、中田和宏、七海圭子、二瓶由加里
古川博、八木橋利幸
（名簿順、敬称略）※高原栄治委員、丹治千代子委員は所用により欠席

事　務　局：５名
こども未来局長　菅野寿井
こども・青少年政策課長 棚橋崇史
総括主幹兼副課長　朽木洋美
主任主査 渡部圭史、主査 本柳健

１　開会（１０時００分）

２　辞令交付

３　あいさつ
こども未来局長　菅野寿井

４　定足数の確認
・事務局より、委員数１６名に対して、１４名の出席があり、定足数（過半数：８名以上）を充足していることを報告した。
・出席委員１４名からの自己紹介、事務局５名の紹介

５　議事
（１）会長の選出
・福島県青少年健全育成条例（以下条例）第３２条第５項の規定により、髙橋英子委員を会長に選出した。

＜福島県青少年健全育成審議会規則（以下規則）第２条第１項の規定により、これ以後、髙橋英子会長が議長となり議事を執り行う＞

・髙橋会長からの指名により、小田切秀夫委員と佐久間裕委員の２名を議事録署名人に選出した。

（２）職務代理者の指名

・条例第３２条第７項の規定により、髙橋会長の指名で小島有里子委員を職務代理者に選出した。

（３）部会に属する委員の指名

・規則第４条第２項の規定により、髙橋会長の指名で、
阿部泰宏委員、井上裕子委員、小名悠月委員、小島有里子委員
佐久間裕委員、佐藤達哉委員、髙荒由幾委員、中田和宏委員
七海圭子委員、二瓶由加里委員、古川博委員、八木橋利幸委員
の１２名を部会委員に選出した。

（４）部会長の選出

・規則第第４条第３項の規定により、小島有里子委員を部会長に選出した。
・事務局（渡部主任主査）より、福島県青少年健全育成審議会の概要を説明。

（５）ふくしま情報モラル診断の実施結果と少年非行の概況について（報告）

・事務局（渡部主任主査）より、資料に基づき説明。

（６）ＳＮＳ時代における青少年の健全育成を推進するための取組について

・髙橋英子会長（福島大学）

只今、事務局から説明頂きましたが、配付資料なども参考にしながら皆様のそれぞれの立場から御意見を伺いたいと思います。

・阿部泰宏委員（福島県興行生活衛生同業組合）

映画館を利用する青少年は比較的健全な利用者が多く、非行や問題行動は、ほとんど見受けられません。また、映画関連グッズの販売において懸念された万引き等もほとんど発生しておらず、利用者のモラル意識は高いと感じます。

一方で、SNS に関連する課題として、映画の盗撮映像をインターネット上に公開する事案が一部発生しておりますが、件数は少なく、現状では防止対策が一定の成果を上げていると考えます。

・井上裕子委員（福島県女性団体連絡協議会）

SNS時代における青少年の健全育成については、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、保護者をはじめとする大人が実態を把握することが難しくなっていると感じます。

スマートフォンやパソコンの利用を通じて、子どもたちは多様な情報や人とのつながりを持つ機会が増えていることから、青少年の健全育成を進めるためには、現在の子どもたちが置かれている状況や環境について、社会全体で理解を深めていくことが重要であると考えます。

・小田切秀夫委員（福島県民生児童委員協議会）

インターネットやスマートフォンの利用は今後避けることができないことから、一律に利用を禁止するのではなく、適切な利用方法を身に付けることが重要です。また、保護者自身がSNSやインターネットへの理解を深め、危険性や適切な利用方法を子どもに伝えることが必要であると感じます。

さらに、SNSによるいじめやトラブルを防ぐため、正しい使い方や基本的なコミュニケーションルールについて指導するとともに、適切な情報発信やり取りの基礎となる国語力の育成が重要であると考えます。

・小名悠月委員（公募員）

自身の経験から、スマートフォンやSNSには利便性がある一方で、利用方法によってはトラブルにつながる可能性があり、生成AIについても便利さと危険性の両面があると感じます。そのため、利用を単に禁止するのではなく、危険性や問題点について子ども自身が理解し、主体的に判断・行動できる力を育むことが重要であると考えます。

また、学校等において実際のトラブル事例を活用し、その原因や防止策について考える機会を設けることで、適切にSNSやインターネットを利用する力の育成につなげることが大切であると考えています。

・小島有里子委員（福島学院大学）

インターネットやSNSは、学習機会の拡大や主体的な学びにつながる一方、生成AIの普及に伴い、情報リテラシー教育の重要性が高まっていると感じます。また、SNSは不登校やひきこもりの子ども・若者にとって、他者とのつながりや居場所として重要な役割を果たしていることから、危険性だけでなく有用性も踏まえて活用を考えることが大切であると思います。一方で、SNS上での評価や他者との比較による自己肯定感の低下なども懸念されることから、SNSだけに依存しない居場所や人とのつながりを広げ、安心して交流しながら人間関係を築ける環境づくりが重要であると考えます。

・佐久間裕委員（福島民報社）

スマートフォンやSNSへの過度な依存、さらには窃盗行為の繰り返しなどについては、依存という観点から捉えることも必要であると感じます。

そのため、青少年の問題に対しては、生活指導やモラル教育だけでなく、依存症を病気として理解し、専門的な知識に基づく支援や指導を行う視点が重要であると考えます。

また、子どもたちに対しても、依存症に関する理解を深めるとともに、予防教育や適切な支援を進めていくことが必要であると感じます。

・佐藤達哉委員（福島県少年センター連絡協議会）

青少年を取り巻く課題に対応するためには、基礎的な教育が重要であると考えます。また、インターネットやスマートフォンの利用を一律に制限するのではなく、適切な利用について学ぶことが必要であると感じます。

少年補導員としては、啓発活動やあいさつ運動などを通じて子どもたちとの信頼関係づくりに取り組んでおり、困ったときに気軽に相談できる地域の環境づくりが大切だと思っています。

また、補導員自身も研修等を通じて知識や資質の向上に努め、子どもたちを取り巻く現状や課題への理解を深めていく必要があると感じます。

・高荒由幾委員（福島県青少年育成県民会議）

保護者向け講座では、インターネットやSNSとの適切な付き合い方や子どもへの関わり方に対する関心が高いと感じます。一方で、多くの保護者が子どもにスマートフォンを持たせる段階になって初めてインターネットの危険性や課題を認識しており、フィルタリングなどの対策が十分に行われていない状況に危機感を持っています。また、青少年健全育成条例で推進されているフィルタリングの必要性についても、保護者への理解が十分に浸透していない状況がうかがえます。そのため、保護者への啓発を充実させるとともに、適切な利用方法や家庭内ルールづくりについて分かりやすく伝えていくことが重要であると考えます。

・中田委員（福島民友新聞社）

SNSを利用した匿名・流動型犯罪グループ（いわゆる「トクリュウ」）による犯罪が全国的に問題となっており、福島県内においても少年が特殊詐欺に関与する事案が発生していることから、犯罪の低年齢化が進んでいると感じます。また、SNSやインターネットの利用を禁止することは現実的ではなく、デジタル化が進む中で適切な利用方法を学ぶことが重要であると考えます。そのため、学校における情報モラル教育の充実を図るとともに、県、県教育

委員会、警察などの関係機関が連携し、SNS の適切な利用に関する教育や指導を進めていく必要があると考えます。

・七海圭子委員（NPO 法人ビーンズふくしま）

インターネットや SNS は、不登校やひきこもりの子ども・若者にとって、人とのつながりや相談先となる重要な居場所であり、一律に利用を制限・禁止することは孤立を深めるおそれがあると感じます。また、インターネット上の人間関係は距離感を調整しやすく、子どもたちが人との関わり方を学ぶ場としての役割もあると考えます。一方で、SNS を通じた各種問題の背景には、人とのつながりや居場所を求める思いが共通して存在すると感じます。

そのため、危険性だけでなく利点にも着目し、オンライン上のつながりを安全性を確保した上でリアルな人間関係や社会参加へとつなげる取組が重要であると考えます。

・二瓶由加里委員（福島県 PTA 連合会）

中学生の子どもにスマートフォンを持たせた経験から、保護者として利用状況に不安を感じる場面がある一方、子どもがルールを守りながら利用している様子や、友人とのコミュニケーションの幅が広がるなどの良い面も感じています。また、グループ LINE などを通じた人間関係の変化やトラブルへの懸念はあるものの、SNS は対面では伝えにくい思いを表現できるなど、コミュニケーションを促進する側面もあると感じます。

そのため、これから先も適切なルールのもとで良い形で利用して欲しいというのが親としての率直な思いです。

・古川博委員（福島県書店商業組合）

SNS には有益な情報が多くある一方で、誤った情報や信頼性に欠ける情報も多く存在することから、青少年が情報の真偽を見極める力を身に付けることが重要であると感じます。また、AI やアルゴリズムの影響により特定の情報に偏って接することで、多様な視点を失うおそれがあることから、情報リテラシー教育の充実が必要であると考えます。

さらに、SNS 上での情報発信には、責任が伴うことへの理解を深めるとともに、SNS 利用の低年齢化や長時間利用による依存のリスクについて社会全体で考えるとともに、青少年への継続的な注意喚起が必要であると考えます。

・八木橋利幸委員（福島県高等学校生活指導協議会）

高校における問題行動の中では、SNS に関する事案が最も多く、特に高校1年生での発生が多く見られます。写真や動画投稿など SNS の不適切利用に

起因する問題が発生していることから、生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を継続的に実施するとともに、トラブル未然防止に向けた指導が重要であると考えます。

さらに、不登校生徒の増加に伴い通信制高校への進学者も増えている中で、通信制高校との情報共有や連携には課題があることから、関係機関と連携しながら、情報モラル教育や生徒指導の充実を図ることが重要であると考えます。

・髙橋英子委員（福島大学）

この審議会を通じて、SNS時代における青少年の健全育成には多くの課題があると感じました。

事務局からの報告を通じて、特にフィルタリングの利用率が十分ではないことから、子どもだけでなく保護者自身がSNSやインターネットについて学ぶことが重要であると感じました。

また、「ふくしま情報モラル診断」は、結果を確認するだけでなく、子どもと保護者が情報モラルについて共に考え、理解を深める機会となる有効なツールであると感じました。

委員の皆様からの意見を通じて、SNSやインターネットの活用が進む中にあっても、地域や家庭、学校における日頃からの人とのつながりや信頼関係が、困ったときに相談できる環境づくりにつながることから、リアルな人間関係の構築も重要であると感じました。

また、デジタル社会への理解を深めることと併せて、オンラインとリアルの双方のつながりを活かした青少年の健全育成を推進していくことが重要であると感じました。

・髙橋英子委員（福島大学）

その他皆様からの質問や御意見がなければ以上で議事を終了いたします。

6　閉会（１１：３０）

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため、指名を受けた両委員が署名捺印する。

令和８年 11 月 6 日

署名委員 小田切秀夫 印

令和８年 11 月 11 日

署名委員 佐久間裕 印